

2 年市長提出第〇〇号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 〇〇 日 提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 4 条 当分の間、第 1 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パ</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 4 条 当分の間、第 1 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パ</p>

一セントの割合) とする。

一セントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の瀬戸市国民健康保険条例附則第4条の規定は、施行の日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。